

地域生活支援拠点等に係る運営規程の改正例(認定地域生活支援拠点事業所)

規定(例)	留意事項
<p>(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第87条第1項に規定する基本的な方針に基づき、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として位置付け、次の機能を担うものとする。</p> <p>(1) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能</p> <p>(2) 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p> <p>(3) 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p> <p>(4) 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能</p> <p>(5) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>	<p>(1)から(5)までの機能のうち、地域生活支援拠点等として事業所で担う機能を運営規程に規定する。</p> <p>(1)相談</p> <p>(2)緊急時の受け入れ・対応</p> <p>(3)体験の機会・場</p> <p>(4)専門的人材の確保・養成</p> <p>(5)地域の体制づくり</p>